



自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	
障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います	
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします	
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	地域生活支援事業
円滑に外出できるよう、移動を支援します	
創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	
住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用するには、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療護施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と施設入所支援を組み合わせ利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

● 見直し後

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護*

生活介護

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援(A型=雇用型、B型)

地域活動支援センター(地域生活支援事業)

*療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援

(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)



地域生活支援事業

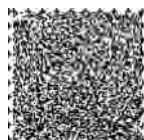
障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な区市町村を中心として以下の事業を実施します。

区市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの区市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

区市町村事業

事業名	内 容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	区市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等



都道府県事業

事業名

内 容

専門性の高い 相談支援事業

発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。

広域的な支援事業

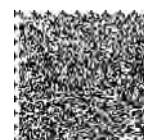
都道府県相談支援体制整備事業など区市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。

その他の事業 (研修事業を含む)

都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等

また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。



利用の手続き

■支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

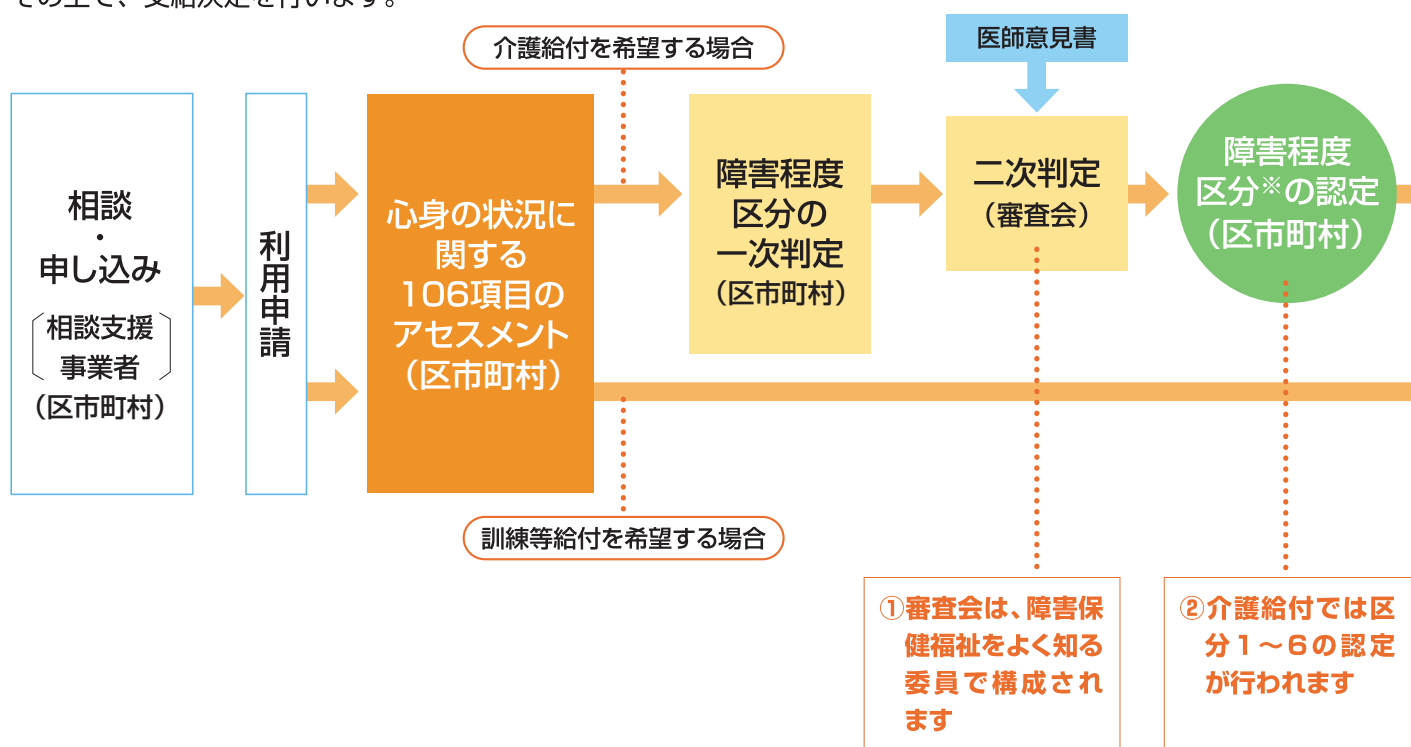
障害者の心身の状況（障害程度区分）

社会活動や介護者、居住等の状況

サービスの利用意向

訓練・就労に関する評価を把握

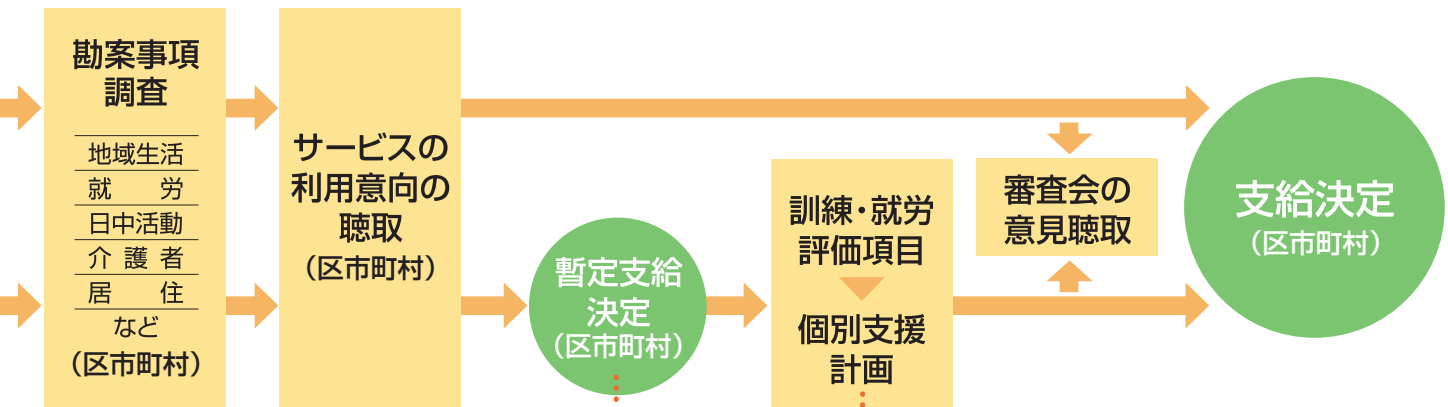
その上で、支給決定を行います。



※障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障害に関する項目（9項目）、話がまとまらないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて区市町村が認定します。



一定期間、サービスを利用し、

- ①ご本人の利用意思の確認
- ②サービスが適切かどうかを確認

確認ができれば、評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果をふまえて本支給決定が行われます



自立支援法の施行に伴う主な東京都独自の取組

1 精神障害者通院医療費助成

自立支援医療における精神通院医療が、精神障害者の地域での安定した生活に果たす役割の重要性を考慮し、低所得者に対して精神通院医療で自己負担額となる額（1割相当又は自己負担上限額の範囲）を都独自に無料とします。

○対象者（次のいずれにも該当する方）

- ・ 社会保険加入者又は後期高齢者医療制度被保険者
- ・ 区市町村民税非課税世帯に属する精神障害者

○申請方法

お住まいの区市町村窓口（保健所または障害福祉主管課等）に自立支援医療の申請に必要な書類を提出して下さい。

原則として本人の申請に基づくものですので、本人が希望しない場合には、区市町村民税非課税世帯に属していても医療費助成の対象にはなりません。

※区市町村の国民健康保険加入者については、それぞれの国民健康保険より助成を行う制度があります。

詳しくは、区市町村窓口におたずね下さい。

なお、組回国保に加入されている方については、それぞれの組合にご確認下さい。

2 心身障害者（児）医療費助成

身体障害者と知的障害者に対し、医療保険の自己負担分から一部負担金を差し引いた額を助成します。自立支援法の施行に伴い、医療費の自己負担が生じた知的障害者（児）入所施設等の入所者についても、18年4月から（障害児施設は18年10月から）本制度の対象になり、負担の軽減が図られました。また、自立支援医療の一部負担金も助成の対象となります。

○対象者

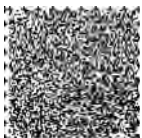
身体障害者手帳1級・2級の方（内部障害については3級も含む）

愛の手帳1度・2度の方

※ただし、一定以上の所得がある方、生活保護を受けている方、65歳以上になって初めて上記対象に該当することになった方、後期高齢者医療の被保険者で、かつ区市町村民税が課税されている方などは対象となりません。

○申請方法

お住まいの区市町村窓口申請し、受給者証の交付を受けてください。



主な問い合わせ先

日常生活について相談したい

○日常生活、福祉サービスの利用、手帳等の相談

お住まいの地域の福祉事務所、保健所、相談支援事業（地域生活支援事業）の活用
身体・知的障害者相談員への相談

東京都心身障害者福祉センター	（平日午前9時から12時まで）	☎ 03-3203-6141
〃 〃 多摩支所	（午後1時から5時まで）	☎ 042-573-3311
中部総合精神保健福祉センター		☎ 03-3302-7711
多摩総合精神保健福祉センター	（平日午前9時から）	☎ 042-371-5560
精神保健福祉センター	（午後5時まで）	☎ 03-3842-0946

○こころの健康に関する電話相談

夜間こころの電話相談（毎日 午後5時から9時30分まで） ☎ 03-5155-5028

○高次脳機能障害に関する相談

相談専用電話（平日 9時から12時まで、午後1時から4時まで） ☎ 03-3200-0077
FAX 03-3203-9742

○発達障害に関する相談

東京都発達障害者支援センター（平日 午前9時から午後5時まで） ☎ 03-3426-2318

○障害のある子供の就学相談

東京都特別支援教育推進室（平日 午前9時から午後5時まで） ☎ 03-5228-3433

就労関係機関

○職業訓練について

東京障害者職業能力開発校
☎ 042-341-1411
（財）東京しごと財団 障害者就業支援課
☎ 03-3202-7285

○就労支援について

東京障害者職業センター
☎ 03-6673-3938
東京障害者職業センター多摩支所
☎ 042-529-3341

医療関係機関

○歯の治療について

東京都立心身障害者口腔保健センター
☎ 03-3267-6480

○医療機関を探すには

東京都医療機関案内サービスひまわり
☎ 03-5272-0303
聴覚障害者向け専用
FAX 03-5285-8080

レクリエーション施設を利用したい

○東京都障害者総合スポーツセンター

☎ 03-3907-5631
FAX 03-3907-5613

○東京都多摩障害者スポーツセンター

☎ 042-573-3811
FAX 042-574-8579

○障害者福祉会館

☎ 03-3455-6321
FAX 03-3453-6550

東京都所管部署

福祉保健局障害者施策推進部	計画課	☎ 03-5320-4324
（平日 午前9時から12時まで 午後1時から5時45分まで）	自立生活支援課	☎ 03-5320-4146
	居住支援課	☎ 03-5320-4151
	精神保健・医療課	☎ 03-5320-4461



あなたを支える制度を活用しましょう

○不服審査申立

認定された障害程度区分や、支給決定について不服のある場合には、東京都知事に申し出ることができます。

○苦情解決事業

障害福祉サービス等全般に関する苦情については、苦情解決事業を活用できます。各事業者に設置された苦情受付窓口申し出することもできますし、東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に直接申し出することもできます。

○日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方々が、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスを受ける事業です。お近くの社会福祉協議会でご相談ください。

○成年後見事業

判断力が不十分なため、契約の締結などの法律行為をする際、その意思決定に不安がある方々について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにし、本人の権利が守られるようにする制度です。お近くの役所や地域にある区市町村の障害福祉の相談窓口、社会福祉協議会、司法書士事務所、弁護士事務所等でご相談ください。

国の障害者制度改革の推進体制

国においては、「障害者自立支援法」は廃止し、今後、障害者の方々をはじめ、様々な関係者のご意見などを十分に聞きながら、総合的な制度をつくらせています。

障がい者制度改革推進本部
(内閣総理大臣を本部長としすべての
国務大臣で構成)

障がい者制度改革推進会議
(障害者、障害者の福祉に関する事業に
従事する者、学識経験者等)

部 会
(施策分野別)

- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、閣議決定により設置。
- 当面5年間で障害者制度改革の集中期間と位置づけ、
 - ・改革推進に関する総合調整
 - ・改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進
 - ・「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。

障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について意見

必要に応じ、部会を開催

平成21年12月15日第1回障がい者制度改革推進本部資料より作成

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

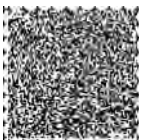
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都福祉保健局ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>

発行：平成22年6月 登録番号(22)62

お問い合わせは、お住まいの
区市町村窓口までお願いします。



石油系溶剤を含まないインキを使用しています。